

1 申告書の用途…この申告書は、平成22年9月30日以前に解散した普通法人又は協同組合等で、その解散の日の属する事業年度中に京都市内に事務所等又は寮等を有していたものが、**清算事業年度予納申告**をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。

清算事業年度予納申告とは、国税の法人税では、解散後清算中の普通法人又は協同組合等の残余財産が確定する前に事業年度（会社法では清算事務年度）が終了した場合に、当該事業年度の所得及び法人税額の計算をする申告です。法人市民税では、当該法人税額に応じて計算される法人税割額に、その清算事業年度中の事実に基づき計算される均等割額を加えて計算します。**申告納付期限は、事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内**（当該2ヶ月中に残余財産の最後の分配が行われる場合は、当該分配日の前日まで）です。なお、期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が期限となります。

2 提出先及び提出方法…京都市 市税事務所 法人諸税室（法人市民税担当）に1通を提出してください。

申告書を郵便又は信書便により提出される場合は、郵便物等の通信日付印の日付が申告年月日となります。
受付印を押印した申告書控えが必要な方は、返信先を記載し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

3 法人税割の計算方法（赤字で法人税額が0円の場合は、法人税割額も0円です。）

法人税割額 = **清算事業年度の所得に係る法人税額**（法人の所得ではありません。1000円未満端数切捨て） × **法人税割の税率**
（100円未満端数切捨て）

ただし、**解散の日の属する事業年度において分割法人であった（2以上の市町村に事務所等を有していた）場合は**、当該事業年度分の確定申告における分割基準（従業者数の割合）により、清算中の事業年度の所得に係る法人税額を関係市町村間で分割し、分割後の額に税率を乗じて計算します。

4 均等割額の計算方法

均等割額は行政区ごとに算定し、その合計額が京都市で課税される均等割額となります。
行政区ごとの均等割額は次の計算式により算定します。

均等割の税率（年額） × **算定期間中にその区で事務所等又は寮等を有していた月数** ÷ **12**（100円未満端数切捨て）

「算定期間」とは、事業年度のことです。

「月数」は、暦に従って計算し、1月未満の端数日数は切り捨てます。切り捨てた結果、0月となる場合のみ切り上げます。

5 京都市の法人税割の税率（解散の日で判定します。）

解散の日	税率	中小法人等のための軽減税率	軽減税率が適用される法人等の要件 ※法人課税信託の受託法人、又は相互会社の場合、 軽減税率は適用されません。
昭 45.5.1～昭 49.4.30	9.1%		
昭 49.5.1～昭 51.3.31	12.1%		
昭 51.4.1～昭 56.3.31	14.5%	12.1%	資本金額が1億円以下でかつ法人税額が年1,000万円以下
昭 56.4.1～昭 56.7.31	14.5%	12.1%	資本等の金額が1億円以下でかつ法人税額が年1,000万円以下
昭 56.8.1～平 3.3.31	14.7%	12.3%	同上
平 3.4.1～平 13.3.31	14.5%	12.3%	資本等の金額が1億円以下でかつ法人税額が年1,600万円以下
平成 13.4.1～	14.5%	12.3%	資本金等の額が3億円以下でかつ法人税額が年1,600万円以下

「中小企業団体の組織に関する法律」第3条に掲げる次の法人は、法人課税信託の受託法人である場合を除き、軽減税率が適用されます。

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合（信用組合）、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合（工業組合、商工組合）、商工組合連合会（工業組合連合会、商工組合連合会）、都道府県中小企業団中央会、全国中小企業団中央会

6 京都市の均等割の税率（年額）（算定期間（事業年度）の末日が平成6年4月1日以後の場合の税率です。）

法人等の区分		区内の従業者数（※2）	
		50人以下	50人を超える
資本金等の額（※1）を有する法人	ア 1千万円以下	5万円	12万円
	イ 1千万円を超え、1億円以下	13万円	15万円
	ウ 1億円を超え、10億円以下	16万円	40万円
	エ 10億円を超え、50億円以下	41万円	175万円
	オ 50億円を超える		300万円
資本金（出資金）の額を有しない法人及び公法人等（一般社団（財団）法人、人格のない社団等）		5万円	

※1 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額で（法人税法第2条第16号）、資本金の額又は出資金の額と資本準備金などの所定の金額との合計額のことです（同施行令第8条）。国税の様式上は法人税明細書別表5(1)の36④の欄の金額です。法人課税信託の受託者の場合は、「固有法人の資本金等の額」と読み替えます。また、相互会社では貸借対照表上の純資産額（総資産の簿価－総負債の簿価）です。

※2 均等割の適用税率を判定する場合の**資本金等の額は、算定期間（事業年度）の末日現在のものを用います。**
均等割の算定上用いる「従業者」とは、事務所等又は寮等に勤務すべき者で給与等の支払を受けるべき者をいいます（非常勤の重役、顧問、派遣労働者（派遣元法人の従業者には含まず、派遣先法人の従業者数に算入します。）、アルバイト、パート等も含まれます）。
この「従業者」数は、算定期間（事業年度）の末日現在の人数によります。算定期間の中で新設又は廃止された事務所等又は寮等でも同様です。

7 第 21号様式各欄の記載のポイント

金額は1円単位まで記載し、「000」及び「00」の印刷がある欄は端数金額を切り捨てのうえ記載してください。
「※」の印刷のある欄は記載不要です。

欄	記載のしかた
「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」（旧様式では「資本の金額又は出資金額」と「合計額」）	清算中の事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額、及び法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額を記載します。
市町村民税の 申告書	「申告書」の前には「清算事業年度予納」等と記載します。
①法人税法の規定によって計算した法人税額	法人税申告書別表 20(1)の 10 の欄 の金額(100 円未満の端数処理前の額)を記載します。上段の()内には同別表 21(1)の5の外書と4の各欄の合計金額を記載します。
「②法人税法第68条の規定による所得税額の控除額」及び「③法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額」	法人税申告書別表 20(1)の 34 の欄 の金額(昭和42年6月1日前の解散法人から受けたみなし配当の25%相当額を除いた額)を、②又は③のいずれかの欄に記載します。 同別表の29の欄(所得税額の控除額)に金額がある場合には、②の欄に記載します。 同別表の29の欄(所得税額の控除額)に金額がなく、同別表の30の欄(外国法人税の額の控除額)に金額がある場合には、③の欄に記載します。
④当期中の残余財産の一分配のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	法人税申告書別表 20(1)の7の欄の金額を記載します。
⑤還付法人税額等の控除額	法人税で欠損金の繰戻還付を受けた場合に、第 20 号様式別表 2 の3(旧様式)を添付し、同別表の⑤の計欄の金額を記載します。限度額は、①+②+③+④-「①の()内」の額です。
⑥、⑦の「課税標準」及び「税額」	⑥の課税標準の欄には①+②+③+④-⑤の額を記載します。 ⑦の課税標準の欄には、解散の日の属する事業年度において分割法人であった場合に⑥÷⑩×⑪の額を記載します。 ⑦の税額の欄は、⑦の課税標準の欄に記載した場合に記載し、⑥の税額の欄は、それ以外の場合に記載します。
⑧外国の法人税等の額の控除額	市民税で外国税額控除の適用がある場合に、第 20 号様式別表 3 及び同別表 4 を(所定の場合)は同別表 4 の 2 も)添付し、同別表 3 の⑬の欄(分割法人の場合は⑭の欄のうち京都市分)の金額を記載します。限度額は、⑥又は⑦の税額欄の金額です。
「⑪当期中の残余財産の一分配のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額」の「課税標準」及び「税額」	当期中に残余財産の一分配を行った場合の残余財産分配予納申告に係る法人税割額を控除するための欄です。 解散の日の属する事業年度において単独法人であった場合、課税標準の欄には④の欄の金額を、税額の欄には「当該金額×(残余財産分配予納申告に係る)法人税割税率」の金額を記載します。 解散の日の属する事業年度において分割法人であった場合、課税標準の欄には④÷⑩×⑪の額を、税額の欄には「当該金額×(残余財産分配予納申告に係る)法人税割税率」の金額を記載します。
均等割額 ⑭の欄	「指定都市に申告する場合の⑭の計算」欄の均等割額の合計額又は第 20 号様式別表 4 の 3 の計の欄の額を記載します。
分割基準 ⑯ 及び ⑰	解散の日の属する事業年度において分割法人であった場合に、課税標準の分割基準となる従業者数(⑯欄は全従業者数、⑰欄は京都市分)を記載します。 本店所在地が本市内にあった場合は、第 22 号の 2 様式(分割明細書)も必ず添付します。
指定都市に申告する場合の⑭の計算	行政区ごとの均等割額を計算する欄です。事務所等又は寮等の所在する行政区名、月数(その区に事務所等又は寮等を算定期間中に有していた月数)、従業者数(残余財産が確定した日現在のその区の人数)、及び均等割額を記載します。区が 9 以上になる場合は、第 20 号様式別表 4 の 3 を添付し、この計算欄には記載しません。

8 法人市民税の納付 ※法人諸税室(法人市民税担当)では、納付は取り扱っていません。

申告書で計算した税額等を、納付書に記入して、納期限(申告期限と同日)までに以下の納付場所で納税してください。

○市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所
○次の金融機関の本店・支店・出張所 銀行(みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正) 信用金庫(京都、京都中央)、信用組合(京滋、近畿産業)、農協(京都府信用農業協同組合連合会、京都市、京都中央、京都)、その他(近畿労働金庫)
○近畿二府四県のゆうちょ銀行直営店・郵便局

※令和 7 年 4 月 1 日現在

納税が困難な場合は、諸税徴収担当[℡075-222-3514]にご相談ください。納税が遅れますと、延滞金をご負担いただき督促及び滞納処分を行うこともありますので、ご注意ください。

9 事務所等の廃止などがあった場合の届出

事務所等の廃止や清算事務の休止、法人の継続などの課税関係に影響がある事実があった場合は、事実確認ができる商業登記簿のコピー等を添付し、届出書(「法人等設立・解散・変更届出書」 下記のwebサイトから入手できます)に内容を記載のうえ「京都市 市税事務所 法人諸税室(法人市民税担当)」に提出してください。

【申告書等の提出・お問合わせ先】(電話)075-222-3699 (FAX)075-213-5305
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎地下1階
京都市 市税事務所 法人諸税室(法人市民税担当)

【web サイト】
詳細は にて で検索してください。
申告書・届出書のダウンロードについては、
 にて で検索のうえ、
申請書・届出書ダウンロードサービス一覧(法人・事業所関係)から入手できます。

令和7年10月
京都市 市税事務所
法人諸税室(法人市民税担当)